

2013年4月20日、21日

労働運動研究討論集会提出

労働運動研究討論集会における経過報告と問題提起

1 本討論集会の準備経過

- (1) 本討論集会の開催は、労働運動研究フォーラム（略称＝労研フォーラム）の呼びかけによる懇談会で労働運動に関する討論集会の開催を議論したことに始まります。労研フォーラムとは、労働戦線の右翼的再編に反対した労働運動研究センターの流れをくむ懇談会であった「有志懇談会」を改組して、現役を中心として再発足した組織であり、労働運動の現状分析と意見交換をおこなう研究会です。実際の労働運動に対して提言できる実践的な研究会にしようと思い、昨年11月24日、25日に「労働運動再生のための討論集会の開催に向けた懇談会」を現場の第一線で活動している方々に呼びかけ、参加いただいた方から本討論集会の開催の賛同を得ました。
- (2) 「労働運動の再生」をいうのではなく、運動の方向性を示す意味で「正規・非正規の連帯で、原発も貧困もない平和な社会を切り開こう」を掲げることにしました。本討論集会の呼びかけ人を確定していただき、事務局を労研フォーラムが担って本討論集会の準備を行ってきました。2月上旬には呼びかけ文を発送し、3月34日には呼びかけ人会議を開催し、集会運営について確認し、集会での問題提起について議論してきたところです。

2 私たちをとりまく情勢

<国際情勢>

- (1) 資本主義の発祥の地であったイギリスの労働運動は、私たちのひとつの目標でもありました。イギリス労働運動がつくりあげた産業民主主義による「ゆりかごから墓場まで」と言われた福祉国家政策に対して、「小さな政府」を掲げ登場したサッチャーが労働党からの政権交代を果たしたのは1979年でした。市場原理に基づく競争政策を導入し、国家による規制を緩和・廃止し、新自由主義路線を実施したのです。サッチャー、レーガン、ナカソネと言われるように、新自由主義路線は、1980年代に世界的に広まりました。
- (2) もうひとつの時代の大きな転換は、1989年にソ連が崩壊し、社会主義に対する信頼が大きく揺らぐとともに、ソ連、東欧、中国をも巻き込む巨大な市場が形成さ

れ、新自由主義による競争の渦に巻き込まれ、経済のグローバル化が進行したことです。

- (3) リーマンショックは、新自由主義の破綻、金融資本主義の行き詰まりを示すものです。それは、リーマンショックが、短期的、中期的、長期的な3つの景気変動の波がいちどきに来たと言われることにも象徴されています。短期的な景気変動とは製品の生産過剰にともなう変動です。中期的な景気変動とは、市場の変化を伴いながらの景気変動です。長期的な景気変動とは世界的な市場再編の変化を伴う景気変動です。それゆえ、リーマンショックは、新自由主義、グローバリズムが席卷したここ20～30年を見直すとともに、1929年の世界大恐慌に匹敵する事態をうけて金融資本主義を問い直さなければならない事態です。
- (4) 新自由主義は投機的マネーを生み出してきました。現在の世界の貿易金額は18兆ドルですが、金融取引金額は600兆ドルと言われ、実体経済からは大きくかけ離れています。資本家は、製造やサービスによって利益をあげることも、マネーゲームによって利益をあげることも熱をあげました。マネーゲームによって破綻した金融機関や企業を国家が支援しなければなりません。
- (5) リーマンショック後、国際的に投機マネーを規制する有効な方策は実現していません。WTOによる国際的な貿易ルールづくりは頓挫したままであり、二国間、地域間の自由貿易協定が増えています。アメリカはTPP（環太平洋経済連携協定）によって自らの経済権益の確保を図ろうとしています。そして先進諸国は、国家の財政危機を克服し、破たんを回避するために、社会保障費の切り下げによる緊縮政策と増税がおこない、一方において景気回復策と称して新自由主義路線のさらなる推進を行っています。
- (6) マネーゲームのツケを労働者・国民に押し付けるなど反発する声が巻き上がっています。ヨーロッパでは緊縮財政に反対する1000万人規模のストライキがたたかわれました。アメリカからはじまった「我々は99%だ」と格差を批判するオキュパイ運動が世界に広がっています。ラテンアメリカではアメリカの貿易政策に反対する国が増えています。新自由主義政策を受け入れながら権力者の利益につなげてきたアラブ諸国では「アラブの春」と言われる民主化運動が起きています。

<国内情勢>

- (1) 日本では、中曽根首相が新自由主義路線を推進し、行政改革、国鉄分割民営化を行いました。新自由主義路線を徹底して推進したのが小泉政権でした。2000年代の自公政権によって非正規雇用が増大し、貧富の格差が拡大しました。社会保障の引き下げ、金融の規制緩和が実施され、金融機関の合併・再編、郵政民営化が行われました。安い労働力を求めて製造業の海外進出が続き、産業の空洞化が進行しました。小泉政権は、アメリカのアフガニスタン、イラク攻撃を支持し、自衛隊を派

遣するなど、アメリカの世界戦略の一環を担い、日米同盟を強化してきました。そして、有事法制を制定し、国民総動員体制をつくとともに、国家のための国民を育てる教育改革を実施し、「君が代、日の丸」を強制しました。このように、規制緩和、企業の海外進出、軍事大国化（戦争のできる国づくり）が一体となってすすめられました。

- (2) 民主党は、新自由主義路線を積極的に推進する立場でしたが、2006年の参議院選挙から「国民の生活が第一」をスローガンに掲げ、自公政権の規制緩和政策の負の側面を批判するようになり、2009年総選挙で政権交代を実現しました。鳩山政権は、「官僚政治からの脱却」、「対等な日米関係」、「東アジア共同体の形成」、「コンクリートから人へ」、「いのちを大切に政治」などの新しい政治スローガンを掲げましたが、沖縄の普天間基地の「国外、県外移設」を実現できず、辞任に追い込まれました。菅政権は、消費税の引き上げを公約に2010年参議院選挙をたたかいましたが大敗し、国会は「衆参ねじれ現象」となりました。野田政権は、自民党、公明党と合意を図りながら国会運営をおこない、労働者派遣法や労働契約法を骨抜き改正し、消費税の引き上げをはじめ自民党政権でもできなかった政治を実現しました。野田政権は、昨年末総選挙に打って出て、TPP参加を唱えて選挙戦を戦いましたが、決められない政治に嫌気を刺した国民の支持を得られず、惨敗しました。
- (3) 昨年末、自公連立の安倍政権が発足しました。安倍政権は景気回復を優先し、金融緩和、財政支出、成長戦略の三本の矢による緊急経済対策をすすめています。2%のインフレ目標、経済成長率を2～3%に設定しており、為替は円安に、株価は上昇しています。このような経済政策は、参議院選挙対策でもあり、消費税の引き上げをスムーズに行うためのものです。安倍政権は、生活保護費を削減する一方、防衛費を増額する予算編成に見られるように、福祉を切り捨て、軍事大国をめざしています。民主党の2030年代に原発をゼロにするという原発政策を見直し、新しい安全基準を策定して、原発の再稼働、新增設、輸出を行おうとしています。自動車や電機などの製品輸出で日本経済を牽引しようとする経済政策を維持し、TPPへの参加を表明しています。TPPへの参加によって日本の農業、医療、保健などの分野で打撃を受けると言われていますが、労働分野でも労働基準の引き下げ、外国人労働の移入、労働者の権利剥奪などが懸念されます。アメリカとの同盟関係を強化し、普天間基地の辺野古への移設を約束し、オスプレイの本土での飛行訓練を実施しています。そして、武器輸出を容認し、集団的自衛権の行使としてアメリカ軍との一体的軍事行動を可能にしようとしています。さらに平和憲法を改悪し、国防軍を創設し、戦争のできる国家づくりを目論んでいます。自民党の憲法改正草案は、9条改正とともに人権を制限するものであり、日本国憲法の戦争放棄、国民主権、

基本的人権の大原則を根底から覆すものです。

<日本における労働者の状況>

- (1) 日経連は1995年に「新時代の日本的経営」を発表し、労働者を「長期蓄積能力活用型」「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」の3つのグループに分けて雇用管理する方針を打ち出しました。1999年の派遣法改正によって派遣が原則自由化され非正規労働者が増加してきました。これに呼応するかのよう自治体でも正規職員は減少し、臨時・非常勤等職員が増加し、2012年6月の自治体労働調査によると33.1%が非正規職員となっています。今や非正規労働者は1823万人、労働者の35.3%に達しています。注目しなければならないのは、若年労働者、女性労働者、60歳以上の高齢者の非正規率が高いことです。また、有期労働者(有期常用、臨時、日雇)が1410万人いることがわかりました。完全失業率は4.2%ですが、15～24歳は7.3%と高くなっています。このように雇用が不安定な低賃金労働者を多く生み出す労働力流動化政策が続いています。さらに、産業競争力会議では、金銭支払いによる解雇の自由化、正規・非正規の二極化を解消した短時間正社員の普及拡大などが議論されています。
- (2) 日本の労働者の賃金は、先進諸国の賃金が上昇しているのとは異なり、低下し続けています。国税庁の民間給与実態統計調査によれば、1997年に467万円であった年収が2011年には409万円と58万円も下がっています。公共サービス・市民の福祉を担い手である自治体職員は正規から非正規に移行していることは前項でもふれましたが、賃金(単純平均)は、時給・日給型で800円台、月給型で14～16万円が最多層であり、昇給は8割以上で「ない」という実態が報告されています。結果、年収200万円にも満たない労働者が1000万人を超えています。このようなワーキングプア・官製ワーキングプアの拡大は、労働者全体の低賃金、長時間労働を促進しています。さらに、縮小されることのない労働条件の企業間格差、男女間格差、雇用形態による格差の存在は大きな問題です。男性正規労働者の賃金を100とした場合、女性正規労働者の賃金は72、男性パート労働者の賃金は53、女性パート労働者の賃金は47とされています。また、低賃金、無権利な外国人移住労働者、最低賃金法以下の外国人研修生が日本の生産構造に組み込まれ、差別されている実態も忘れてはなりません。その一方で、企業の内部留保は460兆円に膨れ上がりました。「国際競争力の強化」を謳い文句に、賃金抑制と法人税引き下げを行った結果が生み出したものです。そして円高を招き、さらなる賃下げとリストラが進行しています。
- (3) 消費税が2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げられることになりました。消費税引き上げに伴う物価上昇が懸念されています。今年1月から始まった復興税と合わせて税負担が国民に重くのしかかって来ます。社会労

働保険料が引き上げられ、可処分所得が低下しています。最後のセーフティーネットといわれる生活保護費が削減されると、生活保護をうけながら働かざるをえない状況になろうとしています。

- (4) 日本の労使関係の特徴は、終身雇用、年功序列賃金、企業別労働組合と言われてきました。企業内で教育して一人前の労働者を養成し、手厚い福利厚生で一生面倒を見る企業社会は過去のものとなりました。成果主義賃金の導入と非正規労働者の拡大が、ものづくりの継承もできない状況をつくり、労働者のアトム化を促進しています。労働組合の組織率も18%を切り、個別紛争処理の件数は年25万件と増加していますが、労働争議は年600件ほどになっています。過労死、セクハラ、パワハラ、メンタルヘルスなどが職場での大きな問題になっています。
- (5) 自公政権の復活により、早々と民主党政権で廃止された「規制改革会議」を再起動させることになりました。労働分野においては、裁量労働制の拡大、事務系・研究開発系労働者の労働時間法制の適用見直し、労働条件の変更規制の合理化、派遣労働の規制緩和など、まさに「労働ビックバン」の再来といえる議論になっています。また、小泉政権が官邸主導でおこなってきた経済諮問会議も復活させました。
- (6) 昨年の総選挙で自民党は、市場化テストの活用と組織改廃時の分限免職を政権公約として掲げました。総選挙で伸張した日本維新の会の橋下大阪市長は昨年5月に制定した「大阪市職員基本条例」では民営化による職員の分限免職を明記しました。地方分権の名のもとに、平成の大合併がおこなわれ、地方自治が破壊され、公共サービスの民間開放がすすみました。小泉政権は公共サービスの外部委託の新たな手法としてPFI制度、指定管理者制度、地方独立行政法人、市場化テストを導入してきました。今後さらに規制改革の推進により外部委託が強まることは必至であります。この外部委託に伴う最大の問題点は、市民の安心安全が軽視されること、公共サービスを担う民間労働者が官製ワーキングプアになることです。国家公務員の賃金7.8%引き下げや退職金の引き下げは、地方公務員にも及ぼうとしています。最低賃金の引上げとともに公契約条例制定の全国的取り組みが強く求められます。

4 労働組合の危機

- (1) 1989年、総評が解散し、連合が結成されました。連合は、労使協調の路線をとり、批判勢力を排除する一方、「力と政策」によって要求を実現するという「連合の進路」を綱領的文書として採択しました。労働戦線の再編を起爆剤に政界を再編し、政権奪取をめざしました。そして民主党政権の実現を果たしました。しかし、連合は政策の実現を図るというよりは民主党政権の維持に腐心し、消費税の引き上げ、原発推進、TPP参加などに賛成し、労働者派遣法の抜本改正、有期労働の規制に関しては不十分なものでした。労働者のための政策よりは、大企業のための政

策をすすめていると言わざるをえません。民主党の政策が実現しなかったのは、国会のねじれ現象が原因と言われますが、民主党の変節は民主党の本質が明らかになってきたと見るべきです。連合組合員からは、公務員の賃金を引き下げた民主党に騙された、労働者の賃金を上げろという自民党に期待するといわれるようになりまし。連合は、今や自民党を支持して、平和憲法を踏みにじる安全保障見解を打ち出そうとしています。

- (2) 政策議論はすすんだが、力の結集を図れなかった連合は、たたかわない労働運動と言わざるをえません。連合の中で団体交渉を行っていない労働組合は6割ほどと言われています。労使交渉といっても会社の一機構である労使協議会による交渉であり、憲法で保障された団体行動権を背景に労使対等の団体交渉をおこなっているのではありません。最近、連合は集团的労使関係の確立を叫んでいますが、労働基本権を放棄した労働組合は「名ばかり労働組合」といわれても致し方ありません。
- (3) 連合は「生産性三原則」にもとづいた労使関係の強化をめざしています。「生産性三原則」とは、1958年に始まった生産性運動で掲げられた「雇用の維持拡大」「労使の協力と協調」「成果の公正配分」の原則のことで、当時の同盟が掲げ、総評労働運動を批判した労働運動路線です。この生産性運動が連合の基本路線となり、連合のすべての民間労働組合が生産性運動を推進する「全国労働組合生産性会議」に参加しています。生産性運動は、労使協調の大企業労働組合の運動でしかありません。
- (4) 連合評価委員会は、企業別組合の限界性を指摘し、すべての働く者が結集できる組織戦略を呼びかけましたが、この報告は棚上げされた状況です。連合は大企業の利益を優先し「国際競争力の強化」に協力してきました。大企業は、中小企業にコスト削減を迫り、非正規労働者の活用を拡大したため、大企業労働者と中小企業労働者、非正規労働者との対立的な状況が生まれています。2006年ごろから偽装請負を告発する非正規労働者の決起がありました。それは、企業の枠を越えた合同労組である個人加盟の地域ユニオンに加入してはじめて可能になったのです。地域ユニオンの活躍によって非正規労働者の問題解決が図られていますが、それは、労働基準法を守れという個人の救済活動のレベルにとどまっているのが現状です。これを集团的労使関係の形成に結びつけていかなければなりません。
- (5) 増税、緊縮財政の政策をすすめる為政者にとって、反発する公務員労働組合と企業の枠を超えて団体交渉を求める地域ユニオンなど、たたかう労働組合を弾圧することが重要な課題になっています。橋下大阪市長に代表されるように、自治労、日教組を槍玉に上げるとともに、公務員と民間労働者、正規労働者と非正規労働者の対立を煽っています。このような分断を許さない労働者の連帯を築く必要があります。
- (6) 厚生労働省の「労使コミュニケーション調査」によると、労働組合の必要性を聞い

た問に対して、「ぜひ必要」「どちらかという必要」を合わせると54.5%、「どちらかという不必要」「必要ない」を合わせると19.9%です。必要論は女性、若者では低下します。必要と答えた人たちにも組合機能に対する批判、組合の可能性に対する否定的な見方があり、労働組合に対する期待は大きく低下しています。働く人の中にも、時間外手当や有給休暇は正社員のものであって、負け組の自分たちにはないことは仕方がないと思いつむようになっていきます。労働組合は、社会とかけ離れた存在、組合員の利益だけを追求する集団と見られています。

- (7) 団塊の世代の退職により、労働運動でも戦後労働運動の盛んな時期を知っている活動家が第一線を去ろうとしています。ストライキを知らない労組幹部が多くなってきました。人のために活動しようと思うのではなく、たたかいを回避する「楽な手法」を選択することが労働運動であり、自らの出世の道だと思いつむ労組幹部が増えています。
- (8) 世界的にはリーマンショック、日本的には東日本大震災によって、世の中は、今までの大量生産、大量消費、大量廃棄の生産活動で良いのか、成長とは何かを問い直しています。かつて連合はアスベストの規制に反対しました。組合員の雇用を守るためです。今また、組合員の雇用を守るためと称して、脱原発に反対しています。人の命を大切に、社会的責任を果たす労働運動、環境問題、人々の絆にも応えられる労働運動が求められています。

5 討論集会の課題

- (1) 職場において労働者の尊厳と人権を守り、ディーセントワークを実現できるのは、労働組合以外にありません。私たちがめざさなければならない労働運動は、労働者間の競争を規制し、労働者が連帯できる格差のない職場と社会をつくることです。職場の隅々にまで資本の支配は浸透していますが、資本の支配を許さず、労働者の支配を一步ずつでも職場から構築していく必要があります。それは、新自由主義路線と対決し、労働基本権を行使し、労使対等の原則に立ったたたかう労働運動を目的意識的に追求し、新しい労働運動の可能性を追究することです。
- (2) 今、まじめに労働運動をたたかっている人たちも分断され、孤立しています。個別においては素晴らしいたたかいをしていても、他の人と共有できない、全体化できない状況です。また、例えば脱原発運動にみられるように、新しく自発的に運動に参加する労働者は少なくありません。労働運動の危機的状況からみても、たたかう活動家の連帯、交流、学習の場をつくることが急がれます。そして、活動家のネットワークづくりが必要です。その基礎づくりとして、若い活動家を交えて運動を継承する研究交流会を産別、地域別につくりあげることです。さらに、労働運動や社会運動のさまざまな課題に取り組むNPO組織と連携、排外主義とたたかう国際的な

労働運動との連帯をつくりあげることです。

(3) 労働運動研究の協同研究テーマを設定して、関係団体との協力による研究、プロジェクトチームの設置などの合同研究をすすめることです。本討論集会のテーマである「正規・非正規労働者の連帯」をどうつくりだすのか、「原発も貧困もない平和な社会」をどう実現していくのかは、過去の労働運動の発想の延長線上で実現できる可能性は少ないと思います。非正規を踏み台にして正規労働者の労働条件を獲得すればよいという発想、自らの企業の利益獲得が自らの労働条件の向上につながるという企業の支払い能力の発想ではなく、企業を超えた労働者の連帯、公共サービスの在り方、企業活動における労働者の社会的責任が問われる課題といえます。当面の協同研究テーマは次の項目とし、今後、豊富化していきます。

- ① 企業別労働組合運動の克服を可能にする賃金・労働条件、安全衛生、職業能力開発等の働き方の実現
 - ② 格差を克服する若者、女性、高齢者との共同した運動の形成
 - ③ 労働者の連帯を形成する地域労働運動の課題と運動の方向性
 - ④ 非正規労働者を含めた労働者の権利確立を図る労働法制整備の戦略構想
- (4) 当面の共通の取組み課題として次の項目を確認し、相互の情報交換課題にします。
- ① 貧困撲滅、格差是正、非正規労働者の権利確立
 - ② 最賃引き上げ、ワーク・ライフ・バランスの実現、公契約条例の制定
 - ③ 平和憲法擁護、憲法改悪阻止
 - ④ 福島とのつながり、脱原発、原発の再稼働・新增設反対
 - ⑤ 沖縄との連帯、米軍基地撤去、オスプレイ配備撤回
 - ⑥ TPP参加反対

6 討論集会後の取り組み

- (1) 本討論集会を来年も開催することとし、今後継続的に開催できるよう努力をします。討論集会の開催に当たっては呼びかけ人を中心に実行委員会を結成し、実行委員会を年1～2回開催して準備をすることにします。
- (2) 実行委員会の事務局は、労研フォーラムが担う用意があります。
- (3) 労研フォーラムは「レポート労働運動研究」を年4回程度発行し、参加者間の情報交流に役立つようにします。

以 上